

# 特別職の職員の給与に関する法律の 一部を改正する法律案の概要

- 一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与の額を改定する。

## 1 俸給月額の改定【平成27年4月から遡及適用】

### ① 内閣総理大臣等

一般職の指定職職員に準じて、1,000円引上げ

代表的な官職	現行	改正案
内閣総理大臣	2,009,000円	2,010,000円
国務大臣、人事院総裁、会計検査院長	1,465,000円	1,466,000円
内閣法制局長官、内閣官房副長官、副大臣等	1,405,000円	1,406,000円
内閣危機管理監、大臣政務官、公害等調整委員会委員長等	1,198,000円	1,199,000円
大使3号俸～準1号俸	1,174,000円 ～ 760,000円	1,175,000円 ～ 761,000円

### ② 秘書官

一般職の一般職員に準じて、1,100円～2,500円引上げ

## 2 特別給(ボーナス)の改定【平成27年4月から遡及適用】

### ① 内閣総理大臣等

一般職の指定職職員に準じて、0.05月分引上げ(年間3.10月分→3.15月分)

### ② 秘書官

秘書官については、現行法上、一般職の職員の例(※)によることとされている。

※ 0.1月分引上げ(年間4.10月分→4.20月分)

## 3 施行期日

公布の日 (一部の規定は平成28年4月1日)